（群馬大学名誉教授）　柴崎　晋

正四位に叙する
山本　茂夫
吉田　修一

正五位に叙する（各通）
谷藤　欣一　寺崎　博義
横山　宗一

従五位に叙する（各通）
五十嵐哲夫　加護　昭一
迫　勇　鈴木　勉
黒崎　博
古市　正信
角矢　眞弓

正六位に叙する（各通）

正七位
関　和智
藤本　實
市田　治夫
神谷　研
中野　義光
山本　昇平

従六位に叙する（各通）
桂　治保　鹿沼　澄雄
高田　昭　高橋　福市
佐藤　金吉
吉留　冨雄

従七位に叙する（各通）（以上七月二日）
（大阪市立大学名誉教授）　谷口　誠

従四位に叙する
岡松　利男
森田　敏寛

従五位に叙する

正八位
鈴木　光雄　田口　勝次
中嶋勇次郎　永井　忠雄
西山　隆行　三品　弘毅
小野十四生
北浦　嘉忠
田村　恵一
西　康成

正六位に叙する（各通）
安藤　辰男　岡田　定
熊野　巖　地下　計
湯澤　重治　和田　武司
尾崎　等
山本　武治

従六位に叙する（各通）
笠井哲士朗　田中　秀明
森岡　英雄　吉原　三郎
平田　弘司

正七位に叙する（各通）
山浦　悦夫

従七位に叙する（以上七月三日）
伊藤　良造

従六位に叙する
白井　克賢
富永　邦男

正七位に叙する（各通）（以上七月四日）
田貝　京子

従六位に叙する（七月五日）
後藤　龍一

正四位に叙する（七月七日）
井上　次郎

従七位に叙する（各通）（七月九日）
（准空尉）　井貝　淳司

従七位に叙する（七月十日）

○叙勲

旭日単光章を授ける（各通）（七月一日）　伊藤　信　宇垣　一衛
篠崎　裕一

旭日単光章を授ける（七月二日）　熊野　巖　田口　勝次

旭日双光章を授ける（各通）　片山　正美　西藤　豊茂
山形　善司　山田　一實

旭日単光章を授ける（各通）（以上七月三日）
（国立大学法人職員）　徃住　彰文
（東京大学名誉教授）　平野禮次郎

瑞宝小綬章を授ける（各通）　陰木　正作　黒滝　清昭
小山吉三郎　黒橋　幸三　塩見　和夫
佐藤　正信　田川八洲武
清水　康旨　細川　政平　向井喜代文

瑞宝双光章を授ける（各通）　高橋　昭二

瑞宝単光章を授ける（以上七月一日）
（群馬大学名誉教授）　柴崎　晋

瑞宝中綬章を授ける
五十嵐哲夫　加護　昭一
迫　勇　佐藤　金吉
中野　義光　鈴木　勉
山本　茂夫　山本　昇平

瑞宝双光章を授ける（各通）　黒崎　博
岡松　利男

瑞宝単光章を授ける（以上七月二日）
（大阪市立大学名誉教授）　谷口　誠

瑞宝中綬章を授ける
安藤　辰男　笠井哲士朗
地下　計　中嶋勇次郎
西　康成　西山　隆行
森岡　英雄　和田　武司

瑞宝双光章を授ける（各通）　尾崎　等　山崎　廣二

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月三日）　井上　次郎

瑞宝単光章を授ける（七月九日）

褒賞

紺綬褒章

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十五年七月三十一日、紺綬褒章を授かった者は、次のとおりである。

山崎　敦子　北林　孝雄　小谷　凱宣
山中　和子　小山やす子　河野　恒人
木下　進　中澤　重夫　福王寺一彦
平野美枝子　石合佐千子　武田　春子
永田　寛　松原　守

褒章条例第一条により紺綬褒章を授ける（各通）

紺綬褒章並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十五年七月三十一日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

三輪　淳　山崎　泰博　白井　元康
荒井　宏祐　松本　章

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十五年七月三十一日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

前田多實子　古賀常次郎　白井　一男
泉　英明　田邊　惠三　高野　祥一
向後　幸夫

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十五年七月三十一日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

北村　武資　小林　宮子　船井　哲良

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十五年七月三十一日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

ルビコンエンジニアリング株式会社
日新商事株式会社
株式会社三春商事
西部瓦斯株式会社
日本特殊陶業株式会社
株式会社川崎商会

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

追賞褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十五年七月三十一日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

故守屋忠弘遺族　守屋　艶子

褒章条例第六条により褒状を授ける

賞杯

公同の事務に勤勉したので、平成二十五年七月三十一日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故戸塚誠夫遺族　戸塚　健
故髙津康生遺族　髙津貴久枝

褒章条例第六条により銀杯一個を授ける（各通）

官庁報告

通　運

海事補佐人の登録

海事補佐人の登録を次のとおりしたから、海難審判法施行規則（昭和二十三年運輸省令第八号）第三十条の規定により公示する。

平成二十五年八月六日

海難審判所長　清水　正男

登録	登録番号	氏　名	登録年月日
二三〇二	橋本　學	二五・四・五
二三〇三	内藤　優治	〃・〃・九
二三〇四	道上　明	〃・五・二九
二三〇五	大河内美香	〃・〃・〃
二三〇六	内方　幸政	〃・六・四
二三〇七	谷神　禎尚	〃・〃・一〇
二三〇八	吉田　浩平	〃・〃・一三